

退職手当の調整額の算出方法

1 履歴書から、職員の区分を確認する。

<注意点>

- ・調整額の算定対象は平成8年4月1日以降から、退職の月まで。(平成8年3月31日以前は対象としない。)
- ・教育職給料表(2)(3)の場合、同一の級でも、役職加算と管理職手当の割合によって調整額区分が変わってくるので注意する。
- ・行政職給料表、医療職給料表(2)、現業職給料表の適用を受ける職員の区分は、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間と、平成18年4月1日以降の在職期間では該当する級が変わるので注意する。
(例 第6号区分は、行政職の場合、平成18年3月31日までの区分では6級、平成18年4月1日以降の区分では4級が該当する。)

2 職員の区分の期間の中で調整月額の高いものから60月分を取り出し、合計した額が、退職手当の調整額となる。

<注意点>

- ・「退職前60月」や、「連続して60月」ではない。

(例 平成28年3月31日退職 平成18年4月～平成21年3月(36月) 第5号区分 調整月額32,500円
平成21年4月～平成26年3月(60月) 第3号区分 調整月額54,150円
平成26年4月～平成28年3月(24月) 第4号区分 調整月額43,350円

} 調整額 54,150円 × 60月 = 3,249,000円

- ・在職期間のうち、休職した期間がある場合は、休職月等の除外の方法に従って計算した月を除外する。

3 下記の場合は、調整額の制限があることに注意。

- ・勤続期間4年以下の退職者(自己都合等退職者以外)、勤続期間10年以上24年以下の自己都合等退職者…60月分を合計した額を1/2した額
- ・勤続9年以下の自己都合退職者、その他非違により退職した者で規則で定める者…調整額0円

※自己都合等退職者…傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。以下この項、次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、かつ、第10条第5項に規定する認定を受けなくて、その者の都合により退職した者(第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。)

【調整額事例1】 休職期間無し、勤続期間20年、自己都合退職

1 履歴書から職員の区分を確認する。

履歴書の標記		期間	職務の級	職員の区分	調整月額	月数
平成8年4月1日	沖縄県立学校教諭に採用する	平成8年4月1日 ～ 平成20年3月31日	教育職給料表(2) 2級 役職加算 0%	第8号区分	0円	24月
…省略…	…省略…					
…省略…	…省略…					
平成20年4月1日	教育職給料表(2)2級97号給を給する	平成20年4月1日 ～ 平成26年3月31日	教育職給料表(2) 2級 役職加算 5%	第6号区分	27,100	72月
…省略…	…省略…					
…省略…	…省略…					
平成25年4月1日	教育職給料表(2)2級117号給を給する	平成26年4月1日 ～ 平成28年3月31日	教育職給料表(2) 3級	第5号区分	32,500	24月
平成26年4月1日	沖縄県立学校教頭に任命する					
	C高等学校勤務を命ずる					
	教育職給料表(2)3級59号給を給する					
平成27年4月1日	教育職給料表(2)3級63号給を給する					
平成28年3月31日	辞職を承認する					
	退職手当として金〇〇〇円を支給する					

2 調整月額の多いものから60月分を取り出し、合計した額が退職手当の調整額となる。

第5号区分	平成26年4月～平成28年3月	24月
第6号区分	平成23年11月～平成26年3月	36月
	合計	60月



第5号区分	32,500円 × 24月 = 780,000円
第6号区分	27,100円 × 36月 = 975,600円
	合計 1,755,600円



※勤続期間20年、自己都合退職なので1/2
1,755,600円 ÷ 2 = 877,800円(調整額)

【調整額事例2-1】 休職期間がある場合

1 履歴書から、調整額区分を確認する。

履歴書の標記		職務の級	調整額区分	調整月額	月数
	沖縄県立学校教諭に採用する。A高等学校勤務を命ずる				
…省略…	…省略…				
平成8年4月1日	沖縄県立B高等学校に転任させる	平成8年4月1日 ～ 平成23年3月31日 教育職給料表(2) 2級 役職加算 5%	→ 第6号区分	27,100	180月
…省略…	…省略…				
平成22年4月1日	教育職給料表(2) 2級117号給を給する	平成23年4月1日 ～ 平成23年6月6日 教育職給料表(2) 3級	→ 第5号区分	32,500	3月
平成23年4月1日	沖縄県立学校教頭に任命する				
	C高等学校勤務を命ずる	平成23年6月7日 ～ 平成24年3月31日 教育職給料表(2) 3級	→ 第5号区分	32,500	9月 (休職月等)
	教育職給料表(2) 3級59号給を給する				
平成23年6月7日	地方公務員法第28条第2項の規定により休職にする	平成24年4月1日 ～ 平成26年3月31日 教育職給料表(2) 3級	→ 第5号区分	32,500	24月
	休職の期間は平成24年3月31日までとする				
	休職中の給与は沖縄県職員の給与に関する条例第35条第3項による。(100分の80)	平成26年4月1日 ～ 平成28年3月31日 教育職給料表(2) 4級 大規模校	→ 第3号区分	54,150	24月
平成24年4月1日	C高等学校に復職させる				
	教育職給料表(2) 3級61号給を給する				
平成25年4月1日	教育職給料表(2) 3級63号給を給する				
平成26年4月1日	沖縄県立学校校長に任命する				
	D高等学校(大規模)勤務を命ずる				
	教育職給料表(2) 4級25号給を給する				
平成28年3月31日	地方公務員法第28条の2の規定により				
	平成28年3月31日限り定年退職				

【調整額事例2-2】 休職期間がある場合

2 休職月等があるので、除外する月を特定する。

・休職の期間は、平成23年6月7日～平成24年3月31日

・休職月等に該当するのは、平成23年7月～平成24年3月の3月(平成23年6月は、現実に職務を取ることを要する日があるので、休職月等には該当しない。) 9月(休職月等) × 1/2(除算する割合、休職理由により1/3、1もある) = 4.5、切り上げて5月が除外する月数になる。

・よって除外されるのは、休職月等に該当する最初の月(平成23年7月)から順次に数えて5になるまでにある休職月等、すなわち、平成23年7月～11月)

3 除外する休職月を除いて、調整月額の高いものから60月分を合計した額が退職手当の調整額となる。

第3号区分	平成26年4月～平成28年3月	24月	
第5号区分	平成23年4月～平成26年3月	31月	(平成23年7月～平成23年11月は除外月)
第6号区分	平成22年11月～平成23年3月	5月	
	合計	60月	



第3号区分 54,150円 × 24月 = 1,299,600円

第5号区分 32,500円 × 31月 = 1,007,500円

第6号区分 27,100円 × 5月 = 135,500円

合計 2,442,600円(調整額)